誓　約　書

私は、下記の１から５までの事項について誓約します。

また、入札に際し、入札公告、入札案内書、物件詳細情報、土地売買契約書及び入札物件の法令上の規制等全てを承知の上参加いたしますので、後日これらの事柄について佐賀県に対し一切の異議及び苦情を申し立てません。

なお、入札参加資格又は県有財産購入申込資格の確認のため、入札参加申込者（法人の場合は役員等を含む）について貴県が警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

１　地方自治法施行令第１６７条の４第１項（別紙①）に該当しておりません。

２　地方自治法施行令第１６７条の４第２項第１号から第６号（別紙①）に該当しておりません。

３　会社更生法（平成14年法律第154条）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者。

４　自己又は自社の役員等（別紙③）が、次のいずれにも該当する者ではありません。（別紙②）

　　また、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

　　ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

　　イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

　　ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

　　エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

　　オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

　　カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

　　キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

５　前記４に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者ではありません。

令和元　　年　　月　　日

　佐賀県知事　山 口 祥 義　　様

住　　所

ふりがな

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（実印等登録印を押印）

生年月日　（　明治・大正・昭和・平成　）　　年　　　月　　　日

**※　上記１、２、４の内容については、別紙で確認してください。**

別紙

**①　【地方自治法施行令】**

（一般競争入札の参加者の資格）

**第167条の４** 　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1)契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数　　　量に関して不正の行為をしたとき。

(2)競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3)落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4)　地方自治法第２３４条の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5)正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

(6)　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に

虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

(7)　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した時。

**②　【暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律】**

（定義）

**第二条** 　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 略
2. 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
3. ～(5)　略

(6)暴力団員 暴力団の構成員をいう。

(7)・(8) 略

**③　法人の役員等**

法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう